

# 効果的な業務提携による家政婦(夫)の 職業紹介の実施に関する報告書

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会



## はじめに

この報告書は、厚生労働省からの委託を受け、(公社)日本看護家政紹介事業協会が、有識者に参集頂いた「民間人材サービス活用検討事業検討委員会」でご議論頂くとともに、趣旨に賛同頂いた大阪地域の紹介所の皆様により実施された「業務提携ネットワークモデル事業」で得られた知見を踏まえて、効果的な業務提携の実施方法についてまとめたものである。

本報告書を踏まえ、全国的に業務提携の普及促進が図られることを期待する。



# 目 次

## はじめに

1. 業務提携の趣旨・目的	1
(1) 業務提携とは	1
(2) 業務提携の趣旨・目的	1
2. 業務提携の有効性・メリット・活用事例	2
(1) 有効性・メリット	2
(2) モデル事業を踏まえ業務提携が特に有効であると考えられる事例	3
3. 業務提携の具体的な流れ及び業務提携を効果的に実施するための工夫点、留意事項等	5
(1) グループの設定と取り決め	5
(2) 求人に見合った求職者の選定	5
(3) 職業紹介	7
(4) 雇用中の取扱い	8
(5) 全般にわたる留意点等	8
(別添1) 業務提携実施に関する取り決め(例)	11
(別添2) 求人票により情報提供する場合のひな型	13
(別添3) 求職票により情報提供する場合のひな型	15
(別添4) 業務提携業務分担に関する取り決め(例)	17
 (参考資料)	19
(参考1) 業務提携ネットワークモデル事業に係る最終報告書	21
(参考2-1) 業務提携ネットワークモデル事業に係る取り決め	31
(参考2-2) 業務提携ネットワークモデル事業実施マニュアル	33
(参考3) 職業紹介事業の業務運営要領(抄)(厚生労働省職業安定局、令和7年4月)	51



## 1. 業務提携の趣旨・目的

### (1) 業務提携とは

- ① 地域の家政婦(夫)紹介所(以下、「紹介所」という。)が複数集まってネットワークを構築し、求人を受理したが自所に登録する求職者で紹介できる者がおらず求人への対応が難しい場合に、当該ネットワーク内の他の紹介所に当該求人情報を提供して求職情報の提供を受け、的確なマッチングを図るスキームである。
  - ② 基本的に、求人者との対応は求人受理紹介所が対応し、求職者は求職登録をしている紹介所との関係を維持したまま、業務提携案件に係るものに限り求人受理紹介所に求職登録を行い職業紹介を受ける、という仕組みで行う。
- ### (2) 業務提携の趣旨・目的
- ① 人口の減少と少子高齢化が急速に進み、介護や支援の必要な高齢者、子を持つ共働き家庭等で、家政婦(夫)による家事支援サービスに対するニーズが増大している。
  - ② このような家庭等における家事・介護支援サービスのニーズは、高齢の親が急に要介護状態になったり、夫婦のいずれかが急な入院等により家事支援サービスが必要になったりするなど、緊急性の高い場合が多いものと思料される。
  - ③ しかしながら、昨今の人手不足基調の下で、自分の紹介所に求職登録している家政婦(夫)だけでは、迅速かつ的確に求職者を紹介できないことがあり、家事支援サービスへのニーズを持つ共働き家庭等の仕事と家庭の両立に支障をきたしているものと思料される。
  - ④ また、仕事と家庭の両立以外でも、特に常時家事支援サービスを希望するニーズに対応する中で、自所に登録している家政婦(夫)だけでは、例えば家政婦(夫)が急に欠勤となる場合等に隙間なく紹介できない恐れもあると思料される。
  - ⑤ このため、地域の紹介所が複数集まってネットワークを構築し、自所に登録する求職者だけでは対応できない緊急性の高い求人を当該ネットワーク内の他の紹介所に提供し、求人の提供を受けた紹介所により的確なマッチングを図るスキームの構築が望まれる。

## 2. 業務提携の有効性・メリット・活用事例

### (1) 有効性・メリット

単に人手不足の解決策だけではなく、各関係者に「安心・迅速・柔軟」をもたらすものである。

#### ① 求人者

- 業務内容が難しい案件や短期雇用などの求人で、求人申込みを行った紹介所では自所の求職者だけでは対応が難しい場合、これまでなら断られていた、あるいは職業紹介を受けるまで時間を要していたものについて、迅速に広い範囲の求職者から適材な者を選定して職業紹介してもらえる可能性が大きくなる。紹介所にとっては、求人者からの信頼・満足感が高まる。
- 上記のような案件でどうしても迅速に職業紹介をしてもらうとすると、これまでなら求人申込みを行った紹介所の求職者の中で適材でない求職者で無理に納得するしかなかったが、広い範囲の求職者から適材な者を選定して職業紹介してもらえる可能性が大きくなる。求人申込みを受けた紹介所にとっては、そのような求人者の信頼を失いかねない対応を避けることができる。
- 業務対応してもらっている家政婦(夫)が急に休むこととなったり、24時間対応をお願いしているシフト員の一部が急に欠けた場合に備えて、紹介所で事前に体制を確保しておいてもらえる可能性が大きくなる。紹介所にとっては、求人者からの信頼・満足感が高まる。
- 上記のような案件に対応するために、これまでのようにいくつもの紹介所に求人申込み等を行う必要がなく、ワンストップで対応してもらえる。紹介所にとっては、求人者からの信頼・満足感が高まる。

#### ② 求職者

- 求職登録している紹介所の求人以外にも、希望に沿った仕事内容の求人に幅広く応募することができるようになり、活躍の機会を増大させることができる。
- 自分でいくつもの紹介所に求職登録をしなくても、従来から自分のことを理解してくれている紹介所だけに求職登録しておけば良いので、信頼感・安心感を持って対応できる。紹介所にとっては、求職者からの評価を高めることができる。
- 単発・短期の求人が数多く提供されることになり、求職者にとっても、空いた時間で気軽に応対できる機会が増加する。
- 自身の高齢化や家族の事情等により急に欠勤することを余儀なくされることが考えられる中、特に24時間対応のシフトのメンバーとなっている場合などは、求職登録している紹介所の求職者だけでは対応できず、雇用先に迷惑をかけることになりかねないが、提携により、対応体制が確保され、安心して欠勤できるようになる。紹介所にとっては、求職者の希望に沿った仕事量の紹介を行いやすくなり、求職者の満足感が高まる。
- 業務提携を繰り返す中で、他の紹介所の求職者との信頼感もでき、複数の者で対応する必要がある業務にもお互い指名すること等により働く機会が増える。

### ③ 各紹介所・紹介所間

- 24時間体制で継続してサービス提供が必要なケースを始め、家政婦(夫)が急に欠勤となったり、退職することとなり、従来なら苦慮する場合も、バックアップ体制が確保でき、安心して業務を遂行できる。
- 単発業務や短期雇用で従来なら応募者確保に苦慮する場合も、広い範囲から確保が可能になる。
- 紹介に向けて共同で取り組むことにより、自所のみで行うより、安心感が得られ得る。
- 求人対応と求職対応を分業することにより、業務負担の軽減が図られ得る。
- 他紹介所にも良い求職者を紹介できるよう家政婦(夫)のスキルアップを図ろうとする契機になる。
- 対応できない場合に、他の紹介所に丸投げしていたこともあるが、業務提携により求人者との関係を維持できるだけでなく、少しでも手数料が入るので収益になる。
- 提携実施のため協力関係を重視する中で、紹介所間の長期的な信頼関係が構築される。

### ④ 紹介所グループ全体

- 求職者不足により紹介率の低下が発生しているようなエリアでは、業務提携は課題の解決に有効である。
- 紹介所が減少し、近くに紹介所がないため家政婦(夫)を利用できない、といった問題を解決するためにも有用である。
- 業務提携が進めば、業務分野ごとに、求人確保に強い紹介所、求職者確保に強い紹介所といった役割分担を行い、紹介所グループ全体の対応が強化されることも考えられる。
- 紹介所が提携までして適格な人材の紹介に努めているという好印象を求人者・求職者を始め社会に対して与えることができ、紹介所システム自体の信頼性向上にも結び付く。
- ケアマネージャーが支援内容を検討するに際し、紹介所に関する広域的情報を得ることができ、家政婦(夫)の活用を検討しやすくなり、紹介所システムの活用拡大に結び付く。

## (2) モデル事業を踏まえ業務提携が特に有効であると考えられる事例

### ① 入院付き添い(短期雇用)

業務の内容が想定しやすく、かつ業務進行に当たって病院や雇用者の指示に従って行えば良いため、事前に詳細に仕事の内容を把握しなくても提携紹介所や求職者に業務の説明がしやすく、急な求人であったとしても、対応が可能である。

また、何か問題が発生した場合も看護師を呼べる環境にあることにより、求職者は安心感を持って働きやすい。

② 短期的な中継ぎ紹介

急な退職による穴埋めのような業務である。

短期雇用のため求職者もそれであつたら一度行ってみようと思われる。

③ 複数の者で対応する必要がある仕事について、求人受理紹介所の求職者が共に働く者を提携紹介所の求職者から指名した事例

求人者の仕事内容の難しさにより 2 人で仕事をしないといけない場合について、この人と働きたい、と求人受理紹介所の求職者が提携紹介所の求職者を指名した。

現場でトラブルなく就業する上で、情報共有などコミュニケーションが大切になる。そのため誰と誰が一緒に働くかも重要なポイントである。業務提携により紹介所が中に入ることにより、現場の声をさらに反映させながら、円滑に対応者選定・業務対応ができる。

④ 24時間体制で継続してサービス提供が必要な業務

このような案件については、家政婦(夫)が急に欠勤となったり、退職することとなる場合、サービス提供の継続が不可欠である一方、求職者不足の中自所だけでは対応が困難になることもあるため、業務提携のスキームを形成した上で、あらかじめ自所以外に提携紹介所にも対応可能な求職者を想定・準備しておいてもらうことが有用であると考えられる。

⑤ 高齢家政婦(夫)が対応している業務

家政婦(夫)の高齢化が進む中、本人の体力等に対応した勤務態勢にするため、他の家政婦(夫)も投入して対応する必要性が増加していくと考えられる。

求職者不足の中自所だけでは対応が困難であることもあるため、急に対応が必要になる場合に備えて、業務提携のスキームを形成した上で、あらかじめ自所以外に提携紹介所にも対応可能な求職者を想定・準備しておいてもらうことが有用であると考えられる。

3. 業務提携の具体的な流れ及び業務提携を効果的に実施するための工夫点、留意事項等

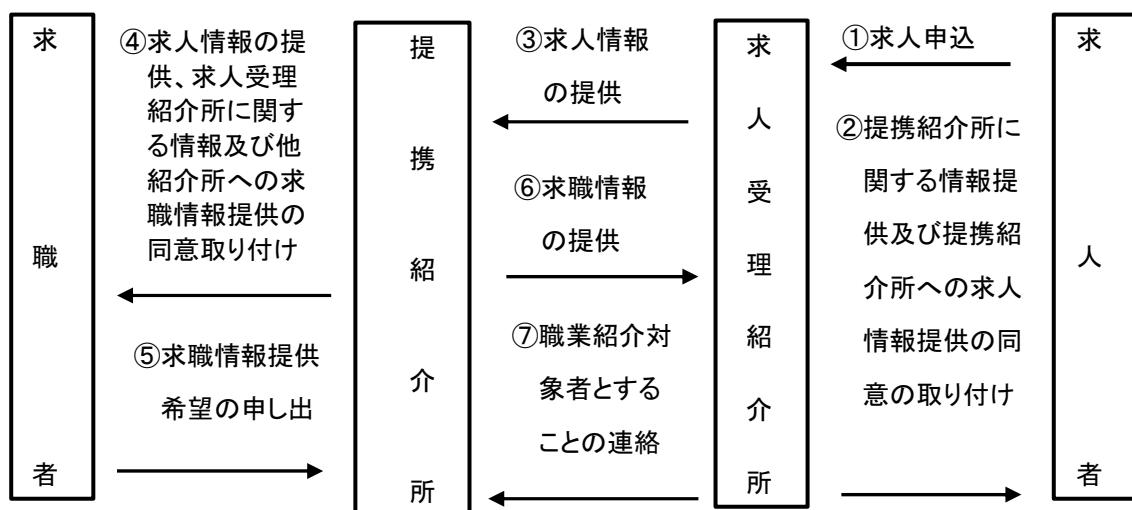
次の通りである。

ただし、特に(2)及び(3)は短期間のうちに処理する必要があることが多いため、次の点を踏まえつつ、適宜柔軟に対応することが適当である。

(1) グループの設定と取り決め

- ① まずネットワークを形成するグループを設定する。
- ② それぞれが業務提携の趣旨・目的や仕組み等を理解した上で、相互に信頼感を持ちうるメンバー構成とすることが肝要である。
- ③ 例えば、地方公共団体等からグループとして事業を請け負っている場合などは有効に機能すると考えられる。逆に、業務提携のグループを設定し、相互に信頼感を持つ中で、グループとして事業を請け負うということに繋がることもあり得る。
- ④ グループを設定したら、メンバー紹介所の間で一定の取り決めをしておくことが望ましい。(文書での取り決めの例:別添1)

(2) 求人に見合った求職者の選定



- ① 求人者から求人申込みを受理する。

この場合、以下の流れがスムーズに進み的確に職業紹介に結びつくためには、求人内容をできるだけ詳細に確認・把握し、提携紹介所に伝えることが必要である。これが、自所内で職業紹介を完結する場合と比べ特に留意すべき点であり、業務提携を円滑に実施するための根幹であると言える。

このため、求人票に別紙として記載する等の工夫も有用である。

なお、求人内容が変更になると、自所内で完結する場合に比べ、対応に手間がかかるため、できるだけ変更が起こらないよう求人者としっかり打ち合わせておくことが必要である。

従来自所で対応していた求人を提携紹介所の求職者で対応してもらう場合もある

が、その場合、従来対応していた家政婦(夫)から業務内容・留意点等を聴取して(後刻当該家政婦(夫)と新規対応者の間で引継をしてもらうようにすることもあり得る)、提携紹介所への情報提供につなげることが有用である。

② 求人者に対して、

- 1) 提携紹介所に関する情報提供を行うとともに、
- 2) 提携紹介所へ求人情報を提供することについて、同意の取り付けを行う。

これは、個人情報保護・守秘義務遵守の観点から必要なものである(「職業紹介事業の業務運営要領」にも記載されている)。

ただ、短期間のうちに職業紹介に結びつくように効率的に進めるためには、2)については、最初は個人情報を明らかにしない範囲で他の紹介所に求人情報を提供して求職者を探し、求職者が見つかり職業紹介に進む段階で行うことで良い。

③ 求人受理紹介所は、提携紹介所に、求人情報を提供する。

実際の流れとしては、まず個人情報を明らかにしない範囲(求人者名、連絡先、詳しい住所等は伏せる)で求人情報を提供(求人票により情報提供する場合のひな型は別添2～個人情報に係る部分を削除・黒塗り等)し、職業紹介対象となる求職者の情報提供を依頼する。

その上で、求職者が見つかり職業紹介に進む段階で、②2)の同意取り付けを行い、求人情報全体を提供し、求職者情報全体の提供を依頼する。

④ 提携紹介所は、自所に求職登録している求職者に、

- 1) ③による求人情報を提供し、
  - 2) 求人受理紹介所に関する情報提供を行うとともに、
  - 3) 求人受理紹介所へ求職情報を提供することについて、同意の取り付けを行う。
- 2)・3)についての考え方や進め方については、②1)・2)と同様である。

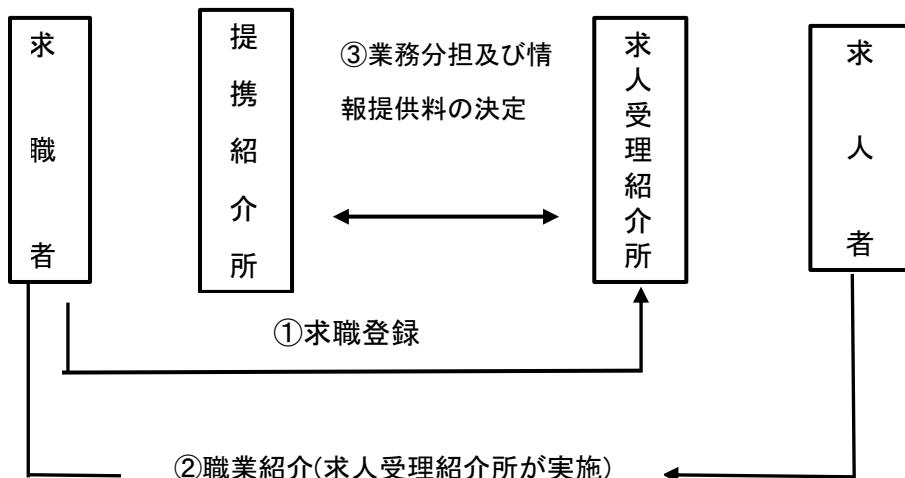
⑤ 提携紹介所は、求職者から求人受理紹介所への求職情報提供希望の申し出を受理する。

⑥ 提携紹介所は、求人受理紹介所に、求職情報を提供する(適当な求職者が居ない場合はその旨連絡する)。

考え方や進め方については、③と同様であり、個人情報を明らかにしない範囲(求職者名、連絡先、生年月日、詳しい住所等は伏せる)で求職情報を提供する際に、求職票により情報提供する場合のひな型は別添3(個人情報に係る部分を削除・黒塗り等)である。

⑦ 求人受理紹介所において、当該求職者を職業紹介対象者とするか否か判断し、その旨提携紹介所に連絡する。

### (3) 職業紹介



① 主紹介所は、求職者からの求職登録を受理する。

職業紹介は求人受理紹介所が実施するので、求職者からの求職登録が必要になる。

なお、スキームとしては当該案件に係る取扱いであるので、求職者である家政婦（夫）と提携紹介所の関係は継続され、後述のとおり各保険の加入等も引き続き提携紹介所が担当することになる。

また、求職受付手数料が提携紹介所と二重取りとならないよう留意する。必要があれば両紹介所間の協議・求職者への説明等を行う。

② 求人受理紹介所は、職業紹介を行う。

求人者や求職者との関係もあり、できれば面接に同行することが望ましい。

なお、紹介所間の業務分担の合意により、求人受理紹介所に代わって提携紹介所が面接に同行することにより、求人者や求職者の不安解消やトラブル防止を図ることもあり得る。

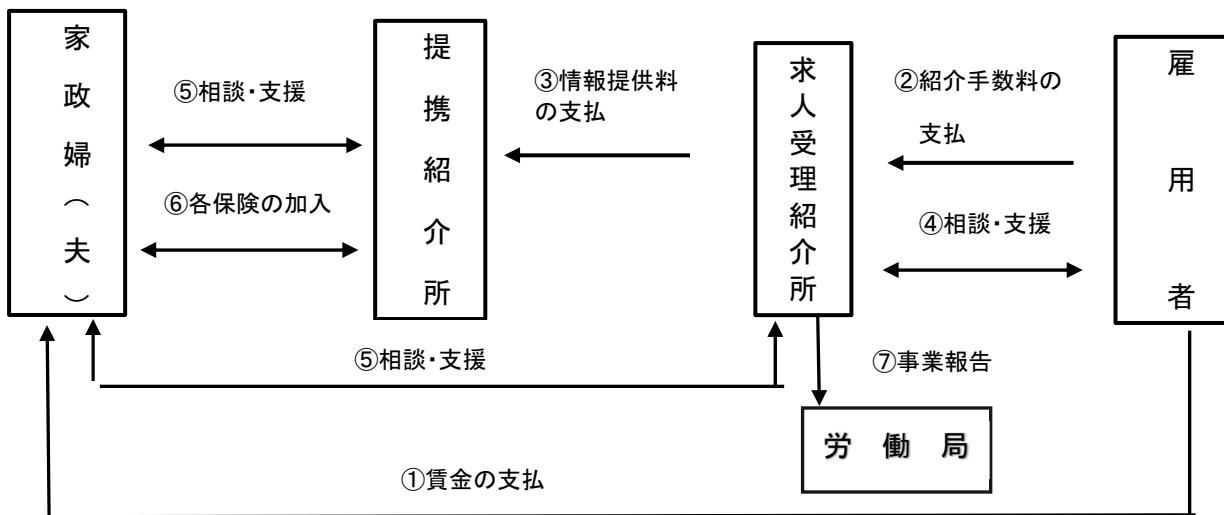
③ 職業紹介が成立したら、雇用契約書交付を行うとともに、主紹介所と提携紹介所の間で、業務連携業務分担を取り決め（文書での取り決め例は別添4）、また情報提供料（紹介手数料分配割合）を決定する。

スムーズに決定するためには、あらかじめ(2)の段階で協議し、概ねで良いので合意しておくことが望ましい。

業務分担については、雇用開始後円滑に進行するために重要なので、しっかり取り決めておくことが肝要である。

手数料については、分配により、個別案件的には、自所内で完結する場合に比べ収益は下がることとなるため、収益メリットと事業実施により得られるメリットを比較勘案して提携実施の可否を検討することになるが、中長期的視点を持って対応していくことが今後の紹介所業務の発展にも資することになると考えられる。

#### (4) 雇用中の取扱い



- ① 雇用者は、家政婦(夫)に賃金を支払う。
- ② 求人受理紹介所は、雇用者から紹介手数料の支払いを受ける。
- ③ 提携紹介所は、求人受理紹介所から情報提供料の支払いを受ける。
- ④ 求人受理紹介所は、雇用者との間で、相談・支援を行う。  
なお、雇用者にとってのワンストップサービスを確保するためにも、提携紹介所からの疑問・質問等は、あくまで、主紹介所から問い合わせせる。
- ⑤ 家政婦(夫)の相談・支援は、求人受理紹介所・提携紹介所が、どちらも、適宜連絡を取りながら実施する。  
家政婦(夫)にとっては、求人受理紹介所が雇用者の状況をよく把握している一方、提携紹介所との方が緊密な関係であることが多いと思われることから、両方の紹介所のいずれもが関わり得ることとするのが適当である。  
なお、一定期間雇用が継続する場合、最初はこまめに聞き取り等を行うことが適当である。
- ⑥ 賠償責任保険の加入・傷害保険の加入・特別労災の加入・看家協会特別会員の加入等は引き続き提携紹介所で担当する。
- ⑦ 労働局への事業報告は、求人受理紹介所が行う。

#### (5) 全般にわたる留意点等

- ① 自所内で完結するものに比べ、関係者が多くなる中、こまめに情報伝達・打合せを行うとともに、相手方に情報が正確に伝わっているか確認を怠らないことが、提携成功のためのカギである。  
一方で、時間的制約がある場合が多い中、迅速に行うことが肝要であり、電話の他、適宜 LINE やメール等の連絡手段も活用していくことが有用である。  
なお、この情報伝達・打合せは紹介所間のみならず、求人者や求職者との間でも必要なものであり、これをきちんととしておけば、その後の雇用者と家政婦(夫)のト

ラブルも少なくすることができます。

- ② 紹介所により紹介システムに違いはある中、その違いをお互いに理解し、その中で業務提携の仕組みをどう組み込んでいくか、紹介所間で協議し、ルール化していくことが有用である。  
もし、紹介システムがほぼ同じと評価できるのであれば、求人受付と求職検索を分業し、業務エリアを拡大することができる。
- ③ 初めて業務提携を実施するときは、事前に最初に色々なルールを決めておく必要がある上、開始後も慣れないこと多く、スムーズに行かないこともあり得る。  
しかし、数回実施することで、それは解消するものであり、過剰に懸念する必要はない。



## 業務提携実施に係る取り決め(例)

業務提携の実施に当たり、参加紹介所は、以下の通り取り決める。

### 1 (提携する業務の内容)

求人を受理した紹介所と求職登録を受けた紹介所は、密接な連携の下、求人情報及び求職情報の提供を行い、これを基に、求人を受理した紹介所において、情報提供を受けた求職者と求人を受理している求人者との間で職業紹介を行う。

### 2 (求職者及び求人者の同意)

1の業務提携を実施する紹介所は、次の通り、それぞれの業務提携の対象となる求職者及び求人者から、あらかじめ、業務連携の対象となること及び他の紹介所に情報提供を行うことについて同意を得る。

- (1) 最初に求職情報及び求人情報を提供する段階においては、個人情報を明らかにしない範囲で他の紹介所に情報提供を行うことについて同意を得る。
- (2) 職業紹介対象者が絞り込まれた段階においては、業務連携対象紹介所に関する事項を明示し、個人情報を含む求職情報及び求人情報を提供することについて同意を得る。

### 3 (求人受理紹介所への求職登録)

求職者及び求人者から2(2)の同意が得られたときは、当該求職者について、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)へ求職登録させる。

### 4 (労働条件の明示)

3による求職登録を受けた求職者に対し職業紹介を行う場合は、求職情報を提供した紹介所が、当該職業紹介に係る求人者からの労働条件を当該求職者に明示する。労働条件の明示は、文書又は電子メールにより行う。ただし、電子メールによる明示は求職者が希望する場合に限る。

### 5 (職業紹介の実施)

4により労働条件を明示した求職者が当該労働条件に係る求人者に応募することを希望したときは、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)は、当該求職者を当該求人者に對して紹介する。

### 6 (手数料の徴収基準)

職業紹介を行い、紹介が成立したときに徴収する紹介手数料は、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)が届け出た基準によることとする。

## 7 (情報提供料)

- (1) 求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)が、求人者から紹介手数料を受領したときは、求職者情報提供紹介所に情報提供料を支払うこととする。
- (2) 情報提供料は、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)が求人者より紹介手数料を受領した日から二ヶ月以内に、求職者情報提供紹介所に支払うこととする。
- (3) 紹介手数料に関して、当該求職者が自己の都合により短期退職することとなり、求人者へ返還の必要が生じたときは、その負担金額は、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)と求職者情報提供紹介所のそれぞれが受領した金額に応じて、比例按分する。

## 8 (秘密の厳守)

本業務連携で取得する個人情報については、本契約の履行のためにのみ使用し、また第三者に漏えいしないよう管理を行うとともに、相互に守秘義務を負う。

## 9 (本取り決めに定めのない事項等)

本取り決めに定めのない事項、これにより難い事態又は不測の事態が生じた場合は、関係紹介所間においてその都度協議の上決定することとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

(参加紹介所)

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| ○ | ○ | 紹介所 |
| ◎ | ◎ | 紹介所 |
| ● | ● | 紹介所 |
| △ | △ | 紹介所 |
| ▲ | ▲ | 紹介所 |
| × | × | 紹介所 |

## 求人票

2024.4.1改訂

受付日  
有効期間

求人票	連絡先	求人件数
氏名	<input type="checkbox"/> 家事サービス <input type="checkbox"/> 介護サービス <input type="checkbox"/> その他	
住所		
就業場所	〇〇市〇〇町 (〇〇市〇〇区〇〇) 最寄り駅 線 駅から 歩・バス 分	業務内容
受動喫煙 防止措置状況	□ 有 <input type="checkbox"/> 無	※変更の可能性がある場合は、その範囲を備考欄に記入
雇用期間	□ 有期 <input type="checkbox"/> 無期 ・契約更新の可能性がある場合の判断基準 □ 無期	年 月 日 ~ 年 月 日 〔詳細は備考欄〕
試用期間	□ 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月 日 ~ 年 月 日 〔詳細は備考欄〕
賃金形態	時給 日給 月給 基本給	円 円 円 円 昇給 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無
諸手当	時間外 手当 深夜勤 手当	備考
交通費	□ 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 往復実費	
賃金 支払方法	支払日 □ 毎日 □ 每週 ( ) 曜日 □ 每月 ( ) 日 支払方法 □ 現金 □ 振込	円
求人不受理の要件に該当しないこと		<input type="checkbox"/> 労働関係法令違反による指導をうけていないこと
		<input type="checkbox"/> 暴力団員でないこと
		紹介所で確認を行った職員

個人情報を明らかにしない範囲で、他の職業紹介事業者に求人情報を提供することについて、求人者より同意を得た

職業紹介手数料率	%
----------	---

別添2



# 求職票

2021.4.1改訂

受付日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
有効期間	年	月	日	年	月	日	年	月	日
ふりがな 氏名	生年月日	希望職種	就職希望条件	就労場所	家庭	その他( )	家庭	家庭	その他( )
住 所	○○市○○町 (○○市○○区○○) 最寄り駅	駅・停留所から 線	駅・停留所から 歩 分	職務内容	<input type="checkbox"/> 家事サービス [ ] <input type="checkbox"/> 介護サービス [ ] <input type="checkbox"/> その他 [ ]				
連絡先	上記以外 の家族等 の連絡先	本人 との 関係		勤務形態	通勤 特定曜日 ( 日 月 火 水 木 金 土 )	泊り込み ・ ( )			
略歴 ・ 資格 免許等	(家政婦経験の有無・年数程度の情報のみ)	就業時間	〔実働時間 時間 分〕	休日	特定曜日 ( <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> 隔週 ) <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	曜日 [ ]			
				賃金	時給 日給 月給	円	労災保険特別加入		
					有	・ 無	備考		
この求職票に記入した個人情報を、職業紹介の際に必要な事項に限り、 求人者へ提供することに同意いたします。									

個人情報を明らかにしない範囲で、他の職業紹介事業者に求職情報を提供することについて、求職者より同意を得た

別添3



## 業務提携業務分担

○○及び○○は、「業務連携ネットワークモデル事業に係る取り決め」に基づき、次の通り業務提携を実施する。

令和 年 月 日

求人者氏名	
求職者氏名	
特記事項	

業務分担のと手数料の取り決めについて

斡旋事業所は1にチェック 情報提供事業所は2にチェック

1	2	業務内容
✓		求人票 兼 労働条件明示書の作成
✓		紹介斡旋業務
✓		求人者 相談支援業務
✓		請求書 作成代行
✓		情報提供料の支払明細及び請求書の作成
✓	✓	求職者 相談支援
	✓	賠償責任保険の加入
	✓	傷害保険の加入
	✓	特別労災の加入
	✓	看家協会 特別会員の加入
✓	✓	求職者への労働条件明示書の説明
✓		事業報告
%	%	手数料分配割合
✓		求人受付事務費の受領
✓		求職受付費の受領

紹介斡旋事業所		情報提供事業所	
紹介所名		紹介所名	
住所		住所	
代表者		代表者	



# (参考資料)

## I 業務提携ネットワークモデル事業

効果的な業務提携による家政婦(夫)の職業紹介の検討及び普及促進に資するため、大阪地域の紹介所が参加して、令和7年6月～11月に実施した事業である

- 実施状況についてのまとめ

(参考1) 業務提携ネットワークモデル事業に係る最終報告書

- 実施に先立ち、具体的な進め方等を検討したもの

実際には、これを踏まえながらも、実情に合わせて柔軟に事業実施された

(参考2-1) 業務提携ネットワークモデル事業に係る取り決め

(参考2-2) 業務提携ネットワークモデル事業実施マニュアル

## II 業務提携実施に当たって遵守すべき規程

(参考3) 職業紹介事業の業務運営要領(抄)

(厚生労働省職業安定局、令和7年4月)



## 参考1

# 業務提携ネットワークモデル事業に係る 最終報告書

令和7年12月18日

(大阪地域紹介所)

三和看護師家政婦紹介所

吹田看護師家政婦ワーク紹介所

布施看護婦家政婦紹介所

平和家政婦紹介所

前田職業紹介所

(株)都島ナース

## はじめに

(公社)日本看護家政紹介事業協会においては、令和7年度、厚生労働省から受託し、民間人材サービスの活用検討事業として、効果的な業務提携による家政婦(夫)の職業紹介の検討及び普及促進を図ることとしている。

これに資するため、大阪地域の紹介所が参加して、令和7年6月～11月に、業務提携ネットワークモデル事業を実施した。

本報告書はその結果等を取りまとめ、「民間人材サービス活用検討事業検討委員会」に報告するものである。

本報告書を踏まえ、全国的に業務提携の普及促進が図られることを期待する。

## 1 業務提携ネットワークモデル事業の実施状況

実施した各事業の概要及び求人情報の提供件数・紹介件数・紹介成立件数等は、別紙1の通りである。

また、事業参加紹介所の位置関係は、別紙2の通りである。

## 2 業務提携ネットワークモデル事業の実施を通じて得られた知見

### (1) 業務提携のメリット・デメリット

#### 業務提携のメリット

内容	
迅速な人材確保	急な欠員や単発業務にも即対応できる体制が整う。紹介までの時間が短くても対応可能。
安心感の提供	ケアに穴を空けないためのバックアップ体制として、提携先の存在が心強い。協会所属事業という事も安心感につながる。
柔軟な対応	難しい条件や短期雇用にも快く対応してくれる紹介所があることで、求人求職や紹介所間でも信頼関係が築ける。 対応できる事業所(ネットワーク)のアピールにつながる。
情報共有の充実による安心感	業務提携により特に書面での共有は丁寧に行わなければ提携しづらいものではあるが、求人票や申し送りが丁寧にすることにより、求職者・紹介所双方が安心して業務に臨める。

内容	
<b>連携による効率化</b>	LINE やメールなどの連絡手段を活用し、こまめな打ち合わせが可能。分業による業務負担の軽減。
<b>信頼構築</b>	協力関係を重視することで斡旋の安定化につながり3者の(求人・求職・紹介所)長期的な信頼につながる。
<b>求職者の満足度向上</b>	紹介所間の良好な関係が見え、また希望に沿う仕事内容・量の提案(紹介)ができる事で、満足度を高める。
<b>広域募集の可能性</b>	CM(ケアマネ)などにも好印象を与え、紹介所の信頼性向上につながる。
<b>求職者の安心</b>	業務提携を繰り返すことにより、求職者同士の信頼感も芽生え。相勤者の指名をすることができ、難しい内容の仕事も現場の目線で人材募集が可能。
	結果 人材不足の解決策としての業務提携だけではないメリットもある。

#### △ 業務提携のデメリット・課題

項目	内容
<b>時間的制約による焦り</b>	紹介までの時間が短い場合、対応に追われることがある。情報共有など事故やトラブルにつながらないよう注意が必要。
<b>情報伝達の課題</b>	メール対応が遅れるなど、連絡手段によっては業務に支障が出る可能性。電話が今のところベストではあるが、ラインなども併用していくことも検討。 相手に情報が正確に伝わっているかの確認は必須。
<b>紹介所間の調整負担</b>	求職者の変更や面接対応など、急な変更により迷惑をかけてしまうことも。求人者の状況により急な変更は仕方ないが、出来るだけ求人内容に変更の無いようにしっかり打ち合わせは必要。

項目	内容
手数料の按分・負担	手数料を案分することで収益は必ず下がってしまう。案件によってはもともと手数料が少なく、さらに収益性が低い場合もある。収益メリットと事業継続メリットのバランス。
案件の難易度	動物の世話や体力的負担など、条件が厳しい案件は提携先でも対応が難しい。単一事業所で抱えたほうが良い案件も多い。
人材定着の難しさ	利用者のこだわりや条件により、家政婦が定着しづらいケースもある。特殊な案件の場合は一般案件との違いを理解してもらう必要も出てくる。
業務範囲の不明確さ	提携先が初回面談などを担当する場合、業務分担の明確化が必要。事前に取り決めを行う必要がある。業務分担表を利用し書面で決めておくことが重要。

このように、業務提携は「安心・迅速・柔軟性」の面で大きなメリットがあるが、「情報共有の仕組み」「収益性」「案件難易度」などの課題も見えてくる。

## (2) 参加紹介所から寄せられた業務提携を効果的に実施するための留意点

- 業務提携には事業所間で紹介システムが同じであることがポイントと感じた。  
同じにすることで、求人受付と求職検索を分業することができるため、今までにないエリアカバーができる。
- メールやLINEを活用することで求職者に情報をしっかりと伝えることができる。  
メールは分からなくてもLINEは出来ますといった方が多く、LINEを使い個人情報を伏せながら打ち合わせをすることに求職者も楽しまれているようであった。
- 数回業務提携をすることで提携業務手順に慣れてくるため書類作成など大変といった感じはない。
- 求人者と求職者のトラブルについては、事前説明がしっかりしているため情報伝達ミスによるトラブルは非常に少ないと感じる。  
就職されてから試用期間内に断られたケースはあるが、職業紹介において当たり前にある事である。
- 業務提携により手数料を案分するため、収入は下がるが、業務提携は一部分の為金銭的メリットより案件対応メリットのほうを重視してもよいと感じる。  
手数料の按分は手数料率を折半した。

## (3) 特に業務提携が効果的な事例

- ① 入院付き添い(短期雇用)

病院の指示に従う事や、何かあっても看護師を呼べる環境は求職者にとって働きやすく求人や紹介所は特に問題にならない。

紹介する側も病院付き添いの説明をしやすい。

② 短期的な中継ぎ紹介

急な退職による穴埋めのような存在。

短期雇用のため求職者もそれであつたら一度行ってみようと思われる。

③ 求職者が指名する、業務提携を行ったことによる事例

求人者の仕事内容の難しさにより 2 人で仕事をしないといけない場合、この人と働きたいと求職者が業務提携先の求職者を指名する案件。

現場をトラブルなく就業するうえで、情報共有などコミュニケーションが大切になる。そのため一緒に働くかたも重要なポイント。業務提携により現場の声をさらに反映させることができます。

(4) モデル事業を実施して—今後の展望—

- 実際 うまくいく例として、やり続けることで感じたことは、紹介事業所間の紹介システムの理解と業務提携のルール化ではないかと感じる。事業所独自のスタイルにプラス業務提携をつけ足していくことが、良いのではと考える。
- 人材不足により紹介率が低下しているため、業務提携は求職者の少ないエリアにとって非常に有効ではないかと感じる。
- 紹介事業所が減っていくと地方への露出も減り、イコール使いたくても近くに事業所がないという状況に陥りつつある。今回複数事業所が参加されネットワーク事業を行ったが、どれも満足のいくもので、これから問題が出てくる可能性はあったとしても、やらない理由が見つからないといったことが感想である。
- 求人者の安心感・求職者のモチベーションと安心感を感じられる内容であった。



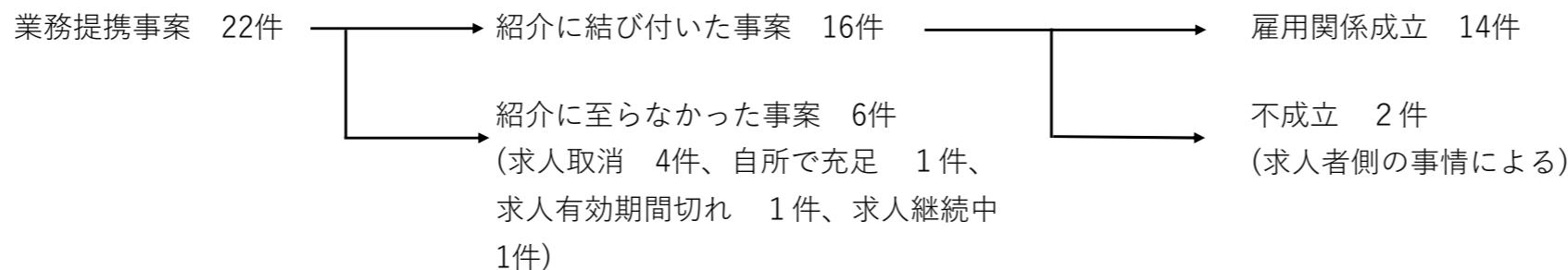
業務提携ネットワークモデル事業事案総括表

(別紙1)

ナンバリング	求人受理紹介所	提携紹介所	実施時期	求人内容	求職者情報の提供	紹介の有無	紹介手数料の配分	紹介の結果	特記事項
三和-①	三和	前田 + 布施	7.14~	自所から紹介していた求人者宅で家政婦（夫）がやめることとなり、新たな人材が見つかるまでの3日間の対応	布施	有	半々	紹介成立	当初前田に依頼するも、通勤等から布施に依頼し、成立
吹田-①	吹田	布施	6.1~3	看護師	—	—	—	—	提携開始後自分達で対応するとして求人取消
吹田-②	吹田	—	6.9	ターミナル介護（7月頃・10日～2週間程度・毎日10時間程度）	—	—	—	—	業務提携は承認も具体的提携開始前に病院が不許可で求人取消
吹田-③	吹田	三和、布施	7.21~	当初8月から木・土の11:00～15:00 →木のみに（求職者不足等のため求人者承諾）	三和	有	半々	木・土で紹介成立後求職者側が辞退 →改めて週1回でも可との求人者の意向を受け三和に依頼 →木のみで紹介成立	
吹田-④	吹田	布施	11.6	家事介護業務 毎日の勤務のうち週2回程度	布施	有	吹田5% 布施15%	紹介成立	2人で対応する必要がある案件だが、自社の求職者から共に働く者として以前一緒に働いた者の指名があり、布施に依頼
布施-①	布施	都島	7.4～8頃	8.1家政婦（夫）が休みにつき、1日だけの依頼	都島	有	—	1日だけ依頼のため、就職実績のある都島に依頼し、就職実績者を確保し求人者に連絡するも、その後自分で対応するとして紹介不成立	
布施-②	布施	三和、吹田、平和、前田、都島	11.13	家事支援業務 水木金（土） 10:00～13:00 (13:00～15:00)	—	—	布施5% 提携先20%(予定)	—	継続して情報提供を依頼したが、11.28にて求人終了
前田-①	前田	三和、布施、平和	6.11	通院介助（翌日）	三和	有	全額（23%）三和に（予定）	直前に求人者側の事情により紹介不成立	
前田-②	前田	三和	9.19	家事業務 水土 4時間程度/1回	三和	有	半々	紹介成立	
前田-③	前田	三和	10.6	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介
前田-④	前田	三和	10.17	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介
前田-⑤	前田	三和	10.20	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介
前田-⑥	前田	三和	10.20	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介(2名)

## 業務提携ネットワークモデル事業事案総括表

前田-⑦	前田	三和	10.20	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介(3名)
前田-⑧	前田	三和	10.20	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介(2名)
前田-⑨	前田	三和	10.29	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介
前田-⑩	前田	三和	11.14	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介(2名)
前田-⑪	前田	三和	11.21	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介(2名)
前田-⑫	前田	三和	11.25	病院の付き添い業務	三和	有	半々	紹介成立	介護事業所に紹介
都島-①	都島	吹田・布施 + 三和・平和・前田	6.16~8.5	毎週火・水の日勤（両日とも対応できる者を要望）	—	—	—	—	求職者情報が得られない中、元々利用していた紹介所が対応できることになったということで求人取消
都島-②	都島	吹田・布施 + 三和・平和・前田	7.23~7.31	毎日8:00~18:00で紹介している求人者宅で家政婦（夫）が抜け、自所では日・火13:00~18:00の枠が埋まらず	—	—	—	—	求人情報が得られない中8月分は自所で何とか埋められたので提携終了。9月分も埋められなかつた場合は再度提携実施の可能性も。
都島-③	都島	三和、吹田、布施、平和、前田	11.20	家事介護業務 8:30~10:30月水木日	—	—	都島5% 提携先20%(予定)	—	12.20まで求人・情報提供依頼は継続



## モデル事業参加紹介所の位置関係





## 業務提携ネットワークモデル事業に係る取り決め

業務提携ネットワークモデル事業の実施に当たり、参加紹介所は、以下の通り取り決める。

### 1 (提携する業務の内容)

求人を受理した紹介所と求職登録を受けた紹介所は、密接な連携の下、求人情報及び求職情報の提供を行い、これを基に、求人を受理した紹介所において、情報提供を受けた求職者と求人を受理している求人者との間で職業紹介を行う。

### 2 (求職者及び求人者の同意)

1の業務提携を実施する紹介所は、次の通り、それぞれの業務提携の対象となる求職者及び求人者から、あらかじめ、業務連携の対象となること及び他の紹介所に情報提供を行うことについて同意を得る。

- (1) 最初に求職情報及び求人情報を提供する段階においては、個人情報を明らかにしない範囲で他の紹介所に情報提供を行うことについて同意を得る。
- (2) 職業紹介対象者が絞り込まれた段階においては、「職業紹介事業の業務運営要領」(令和7年4月、厚生労働省職業安定局)の「7職業紹介事業者間の業務連携」の「(5)求職者の個人情報の取扱い等」に従って業務連携対象紹介所に関する事項を明示し、個人情報を含む求職情報及び求人情報を提供することについて同意を得る。

### 3 (求人受理紹介所への求職登録)

求職者及び求人者から2(2)の同意が得られたときは、当該求職者について、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)へ求職登録させる。

### 4 (労働条件の明示)

3による求職登録を受けた求職者に対し職業紹介を行う場合は、求職情報を提供した紹介所が、当該職業紹介に係る求人者からの労働条件を当該求職者に明示する。労働条件の明示は、文書又は電子メールにより行う。ただし、電子メールによる明示は求職者が希望する場合に限る。

### 5 (職業紹介の実施)

4により労働条件を明示した求職者が当該労働条件に係る求人者に応募することを希望したときは、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)は、当該求職者を当該求人者に對して紹介する。

### 6 (手数料の徴収基準)

職業紹介を行い、紹介が成立したときに徴収する紹介手数料は、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)が届け出た基準によることとする。

7 (情報提供料)

- (1) 求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)が、求人者から紹介手数料を受領したときは、求職者情報提供紹介所に情報提供料を支払うこととする。
- (2) 情報提供料は、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)が求人者より紹介手数料を受領した日から二ヶ月以内に、求職者情報提供紹介所に支払うこととする。
- (3) 紹介手数料に関して、当該求職者が自己の都合により短期退職することとなり、求人者へ返還の必要が生じたときは、その負担金額は、求人受理紹介所(職業紹介担当紹介所)と求職者情報提供紹介所のそれぞれが受領した金額に応じて、比例按分する。

8 (秘密の厳守)

本業務連携で取得する個人情報については、本契約の履行のためにのみ使用し、また第三者に漏えいしないよう管理を行うとともに、相互に守秘義務を負う。

9 (具体的な業務連携の進め方)

具体的な業務連携の進め方については、別添「業務提携ネットワークモデル事業実施マニュアル」によることとする。

10 (本取り決めに定めのない事項等)

本取り決めに定めのない事項、これにより難い事態又は不測の事態が生じた場合は、関係紹介所間においてその都度協議の上決定することとする。

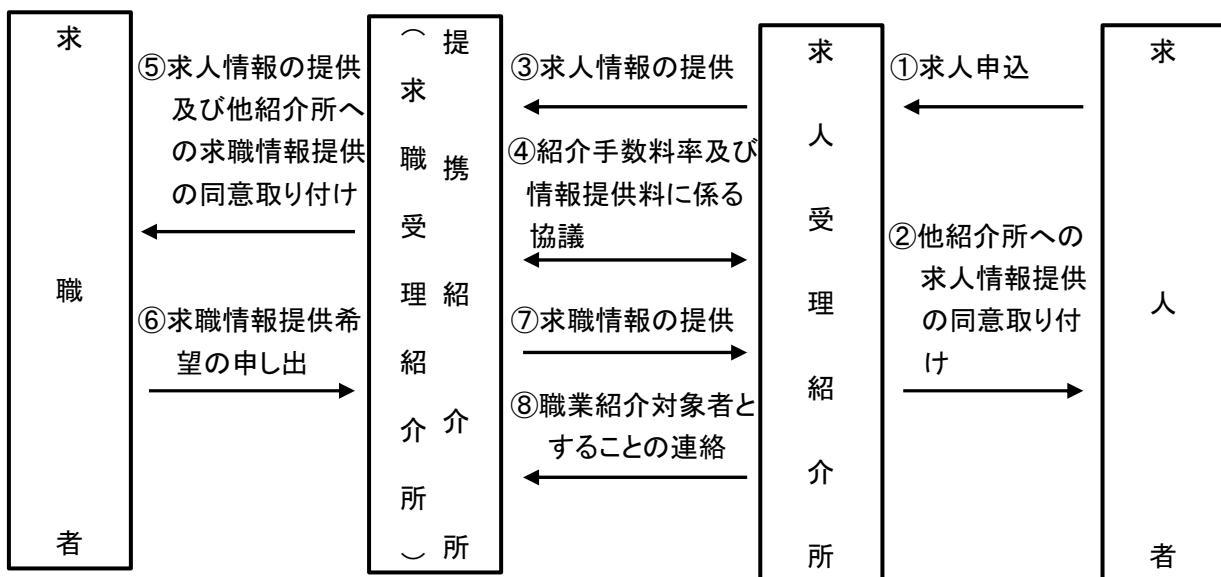
## 業務提携ネットワークモデル事業実施マニュアル

## I 具体的業務連携開始前の事業仕組み等の共通認識

具体的な業務連携を開始する前に、「業務提携ネットワークモデル事業に係る取り決め」により、事業参加者間で、事業仕組み等について共通認識を持つ。

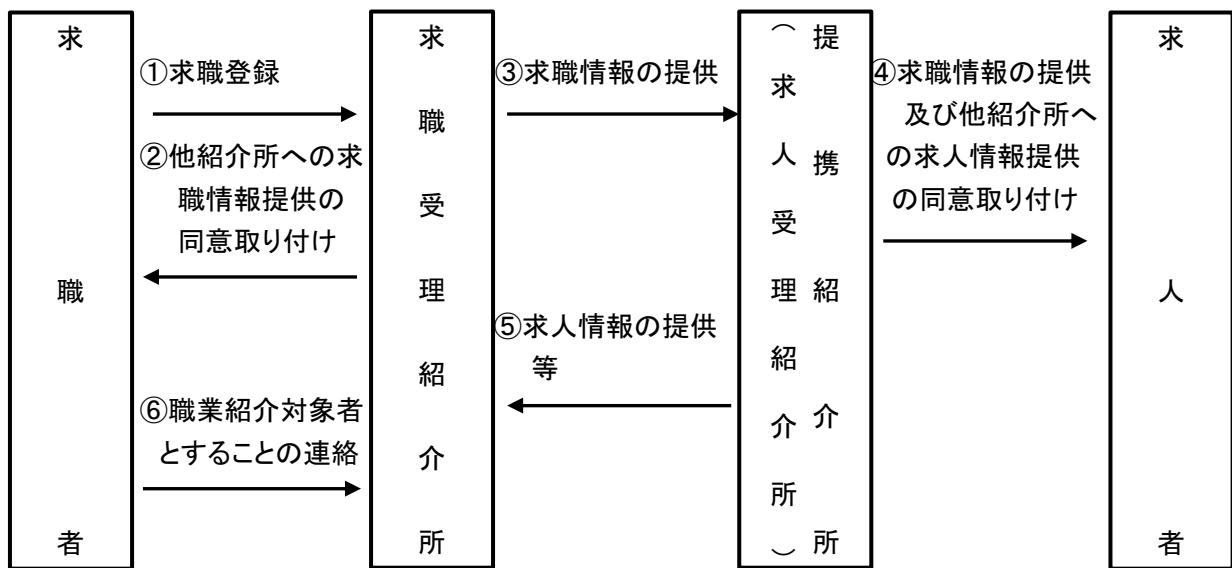
## II 最初に、求人情報及び求職情報について個人情報を明らかにしない範囲で連携先に連絡し、職業紹介対象者情報を取得

## 1 求人を受理したが当該紹介所に紹介できる求職者がいない場合



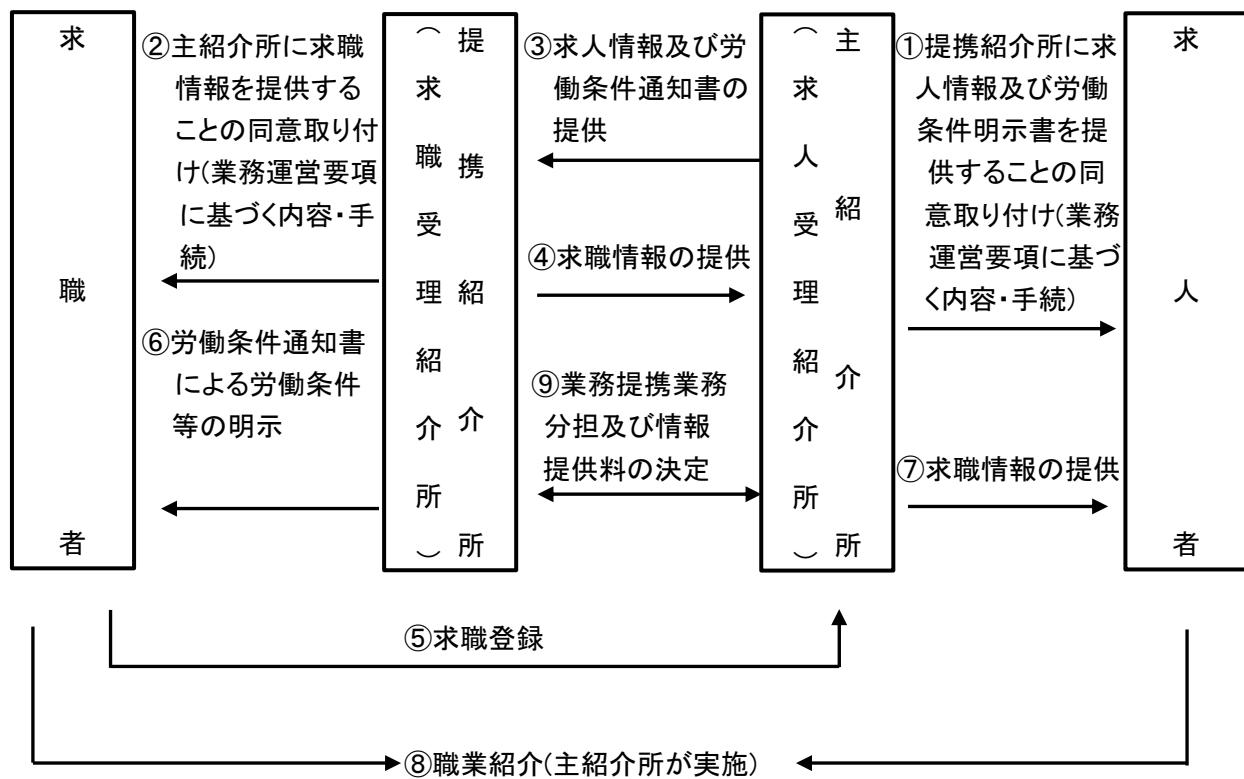
- ① 求人申込みを受理する(求人・労働条件内容を確認する。業務提携用求人票のひな型は別添1)。
- ② 求人受理紹介所は、求人者に対して、個人情報を明らかにしない範囲で他の紹介所に求人情報を提供して求職者を探すことについて、同意を得る。その際、求人の内容をできる限り細かく確認(場合により求人内容の変更提案も)するとともに、通常より時間がかかることを説明しておく。
- ③ 求人受理紹介所は、提携紹介所に、個人情報を明らかにしない範囲で求人情報を提供(ひな型は別添2～業務提携用求人票中個人情報に係る部分を削除・黒塗り等)し、職業紹介対象となる求職者の情報提供を依頼する。
- ④ その際、職業紹介が成立した場合における紹介手数料率及び情報提供料(紹介手数料分配割合)について、求人受理紹介所が提示し、両紹介所間で協議し、概ねの合意をする。
- ⑤ 提携紹介所は、自所に求職登録している(業務提携用求職票のひな型は別添3)求職者に③による求人情報を提供し、個人情報を明らかにしない範囲で求人受理紹介所に求職情報を提供することについて、同意を得る。
- ⑥ 提携紹介所は、求職者から求人受理紹介所への求職情報提供希望の申し出を受理する。
- ⑦ 提携紹介所は、求人受理紹介所に、求職情報を提供(ひな型は別添4)する(適当な求職者が居ない場合はその旨(場合により求人内容変更の提案も)連絡する)。
- ⑧ 求人受理紹介所において、当該求職者を職業紹介対象者とするか否か判断し、その旨提携紹介所に連絡する。

## 2 求職登録があったが当該紹介所に紹介できる求人がない場合



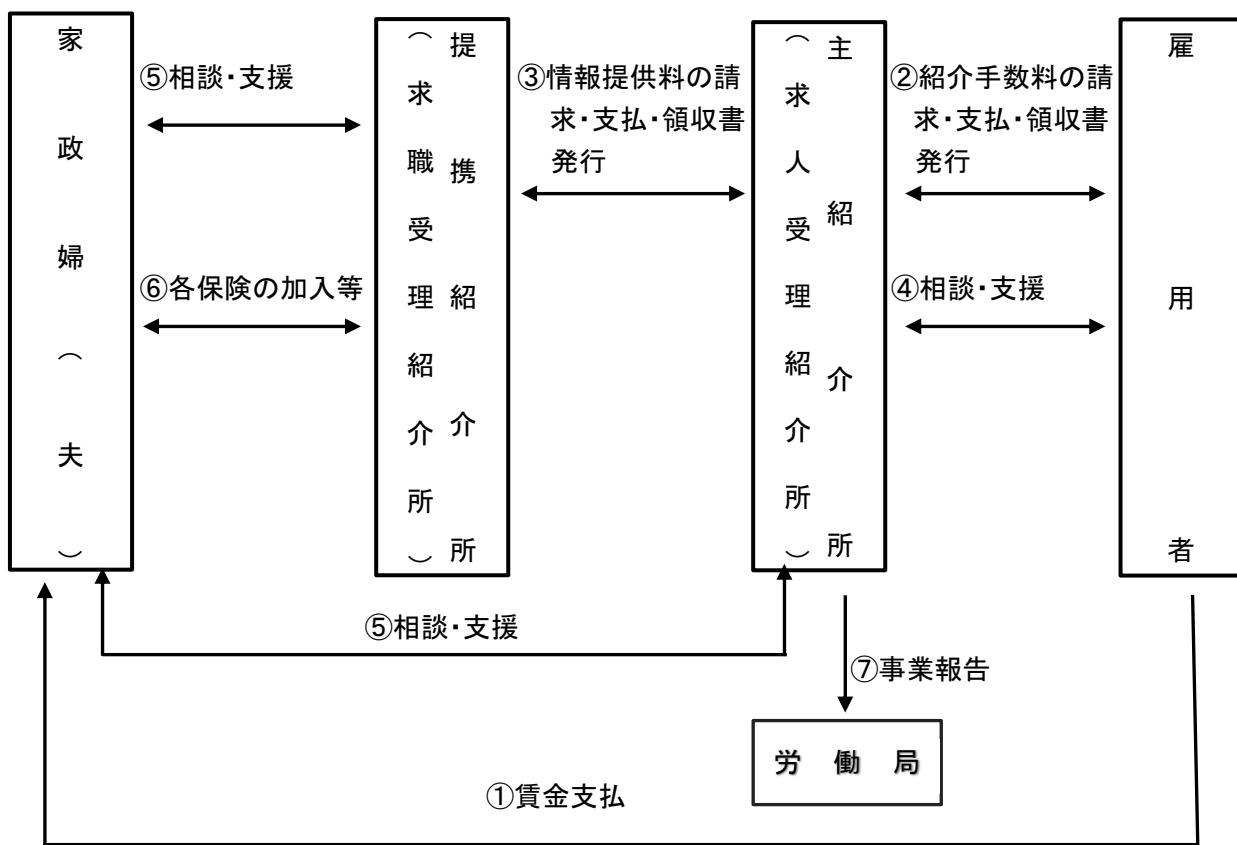
- ① 求職登録の受理(求職内容を確認する。業務提携用求職票のひな型は別添3)。
- ② 求職受理紹介所は、求職者に対して、個人情報を明らかにしない範囲で他の紹介所に求職情報を提供して求人を探すことについて、同意を得る。
- ③ 求職受理紹介所は、提携紹介所に、個人情報を明らかにしない範囲で求職情報を提供(ひな型は別添4)し、職業紹介対象となる求人の情報提供を依頼する。
- ④ 提携紹介所は、自所で求人受理している(新たに求人開拓したものも含む)求人者に対し、必要に応じ③による求職情報を提供し、個人情報を明らかにしない範囲で求職受理紹介所に求人情報を提供することについて、同意を得る。
- ⑤ 提携紹介所は、求職受理紹介所に、求人情報を提供(ひな型は別添2)する(適当な求人がない場合はその旨連絡する)。その際、提携紹介所は、職業紹介が成立した場合における紹介手数料率及び情報提供料(紹介手数料分配割合)について提示し、両紹介所間で協議し、概ねの合意をする。
- ⑥ 求職受理紹介所において、当該求人を職業紹介対象とするか否か判断し、その旨提携紹介所に連絡する。

### III IIで得た情報に基づく職業紹介の具体的な流れ



- ① 主紹介所(求人受理紹介所・職業紹介担当紹介所)は、求人者に対して、個人情報を含む求人情報及び労働条件通知書を連携紹介所(求職受理紹介所)に提供することについて、同意を得る(業務運営要領に基づく内容・手続きが必要)。
- ② 連携紹介所は、求職者に対して、個人情報を含む求職情報を主紹介所に提供することについて、同意を得る(業務運営要領に基づく内容・手続きが必要)。
- (注)①と②の前後は問わない。
- ③ 主紹介所は、連携紹介所に、求人情報及び労働条件通知書を提供する。
- ④ 提携紹介所は、主紹介所に、求職情報を提供する。
- (注)③と④の前後は問わない。
- ⑤ 主紹介所は、求職者からの求職登録を受理する。その際、求職受付手数料が提携紹介所と二重取りとならないよう留意する(必要があれば両紹介所間の協議・求職者への説明等を行う)。
- ⑥ 提携紹介所は、求職者に対し、労働条件通知書により、労働条件等の明示を行う。また、主紹介所においても、求職者に対し、労働条件等の説明を行う。
- ⑦ 主紹介所は、求人者に対し、求職情報を提供する。
- (注)⑥と⑦の前後は問わない。
- ⑧ 主紹介所は、職業紹介を行う(できれば面接同行)。
- ⑨ 職業紹介が成立したら、雇用契約書交付を行うとともに、主紹介所と提携紹介所の間で、業務連携業務分担(ひな型は別添5)を取り決めるとともに、情報提供料(紹介手数料分配割合)を決定する。

#### IV 雇用中の取扱い



- ① 雇用者は、家政婦(夫)に賃金を支払う。
  - ② 主紹介所は、雇用者に紹介手数料を請求し、支払いを受ければ、領収書を発行する。
  - ③ 提携紹介所は、主紹介所に情報提供料を請求し(請求書のひな型は別添6)、支払いを受ければ、領収書を発行する。なお、提携紹介所は家政婦(夫)の勤務実績が分からぬいため、主紹介所が請求書を作成代行し、押印してもらう実務になる。
  - ④ 主紹介所は、雇用者の間で、相談・支援を行う。なお、提携紹介所からの疑問・質問等は、あくまで、主紹介所から問い合わせせる。
  - ⑤ 家政婦(夫)の相談・支援は、主紹介所・提携紹介所が、どちらも、適宜連絡を取りながら実施する。特に、最初はこまめに聞き取り等を行う。
  - ⑥ 賠償責任保険の加入・傷害保険の加入・特別労災の加入・看家協会特別会員の加入等は引き続き提携紹介所で担当する。
  - ⑦ 労働局への事業報告は、主紹介所が行う。
- (注)④～⑥は特に順序はない。

## V 雇用終了後の取扱い

- 上記取扱いは、業務連携案件に限った取扱いであるため、雇用終了即ち業務連携終了後は求職者及び求人者と各紹介所の関係は業務連携開始前通りとすることが、引き続き業務連携を実施していくためには肝要である。
- 特に、雇用終了後、求職者が再度求職登録を行う場合は、元の紹介所（「連携紹介所」・「求職受理紹介所」）に行って頂くようにすることとし、「主紹介所」（「求人受理紹介所」）で、自紹介所への求職受理を勧めることは控えることとする。

## VII 事務処理等

- 業務連携を円滑に行い、事業実施に基づく謝金の請求を円滑に行うためにも、各紹介所は業務連携に係る業務日誌のようなものを作成しておくこととする。



# 求人票

2024.4.1改訂

受付日  
年 月 日  
有効期間  
年 月 日

氏名				連絡先	( )			-			-			求人数		
住所	〒 -			住所に同じ			駅から			徒歩・バス			分			
就業場所	最寄り駅			線			駅から			徒歩・バス			分			
※変更の可能性がある場合は、その範囲を備考欄に記入																
受動喫煙 防止措置状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
雇用期間	<input type="checkbox"/> 有期 <input type="checkbox"/> 無期			<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日			<input type="checkbox"/> ~ <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日			<input type="checkbox"/> 時間外労働 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 就業時間 <input type="checkbox"/> 無			
試用期間	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日			<input type="checkbox"/> ~ <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日			<input type="checkbox"/> 休憩時間 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 分 ~ <input type="checkbox"/> 時間 <input type="checkbox"/> 無			
賃金形態	時給	日給	月給	基本給			円			休日			<input type="checkbox"/> 特定曜日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他			
諸手当	時間外手当	深夜勤手当	手当	円			円			昇給			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
交通費	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 往復実費 <input type="checkbox"/> 手当	円	円			円			加入保険			<input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 労災特別加入 <input type="checkbox"/> その他			
賃金 支払方法	支払日	毎日	毎週	( ) 曜日			毎月( )日			備考						
求人不受理の要件に該当しないこと <input type="checkbox"/> 労働関係法令違反による指導をうけていないこと <input type="checkbox"/> 暴力団員でないこと <input type="checkbox"/> 紹介所で確認を行った職員																
個人情報を明らかにしない範囲で、他の職業紹介事業者に求人情報を提供することについて、求人者より同意を得た 業務取扱要領により明示すべきとされている事項を明示し、他の職業紹介事業者に個人情報を含む求人情報を提供することについて、求人者より同意を得た																

別添1

職業紹介手数料割合	
	%

手数料分配割合	
	%



## 求人票

2024.4.1改訂

求人票		2024.4.1改訂		受付日		年		月		日	
就業場所		最寄り駅		有効期間		年		月		日	
住 所		連絡先									
求人名		求人方法		<input type="checkbox"/> 家事サービス <input type="checkbox"/> 介護サービス <input type="checkbox"/> その他							
業務内容		※変更の可能性がある場合は、その範囲を備考欄に記入									
就業場所 OO市OO町 (OO市OO区OO) 最寄り駅 線		駅から 徒歩・バス 分		就業時間 ）		時 分 ~		時 分		時 分	
※変更の可能性がある場合は、その範囲を備考欄に記入				就業時間 ）		（ 実働 無		時間		時間	
受動喫煙 防止措置状況		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		時間外労働		□ 有 <input type="checkbox"/> 無		時 分		時 分	
雇用期間		<input type="checkbox"/> 有期 <input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 調約更新の可能性がある場合の判断基準		休憩時間		□ 有 <input type="checkbox"/> 無		時 分		時 分	
試用期間		<input type="checkbox"/> 有期 <input type="checkbox"/> 無期		休日		特定曜日（□毎週 □隔週） 曜日		時間		時間	
賃金形態		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		（詳細は備考欄）		（その他（ ））		祝日		祝日	
諸手当		<input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 深夜勤		<input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 手当		<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 基本給		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		加入保険	
交通費		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手当 <input type="checkbox"/> 深夜勤		<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 円		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		加入保険	
賃金 支払方法		<input type="checkbox"/> 支払日 <input type="checkbox"/> 支払方法		<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 每週		<input type="checkbox"/> 毎月（ ）日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		加入保険	
求人不受理の要件に該当しないこと <input type="checkbox"/> 労働関係法令違反による指導をうけていないこと <input type="checkbox"/> 暴力団員でないこと <input type="checkbox"/> 紹介所で確認を行った職員											

## 別添2

職業介紹手數料率	手數料分配割合			求職	%
%	求人				%

個人情報を明らかにしない範囲で、他の職業紹介事業者に求人情報を提供することについて、求人者より同意を得た



# 求職票

2021.4.1改訂

氏名		男 女	生年月日	年 月 日	希望職種	就労場所	就職希望条件	受付日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
ふりがな						家庭・その他( )		有効期間				
住所		最寄り駅 徒歩 〔TEL〕	線 ・ 自転車 - 〔日中連絡先〕	駅・停留所から 分	年 月 日 ( )歳	家庭・その他( )		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
連絡先								□ 家事サービス〔 〕 □ 介護サービス〔 〕 □ その他〔 〕				
上記以外 の家族等 の連絡先		本入 と の 関 係 〔TEL〕	-			勤務形態		通勤 特定曜日(日 月 火 水 木 金 土)	泊り込み・( )			
略歴 ・ 資格 免許等						就業時間 (実働時間)		時 間 〔 分 〕	時 間 〔 分 〕	時 間 〔 分 〕	時 間 〔 分 〕	
						休日		特定曜日 □祝日	〔□毎週 □隔週〕	曜日		
						賃金		時給 日給 月給	有 無		円	
この求職票に記入した個人情報を、職業紹介の際に必要な事項に限り、 求人者へ提供することに同意いたします。												
年 月 日												
備考												
求職者署名 ①												

個人情報を明らかにしない範囲で、他の職業紹介事業者に求職情報を提供することについて、求職者より同意を得た  
業務取扱要領により明示すべきとされている事項を明示し、他の職業紹介事業者に個人情報を含む求職情報を提供することについて、求職者より同意を得た

別添3



# 求職票

2021.4.1改訂

受付日

年

月

日

有効期間

年

月

日

~

年

月

日

就職希望条件

年

月

日

~

年

月

日

希望職種

家政婦(夫)・(妻)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)



## 業務提携業務分担

○○及び○○は、「業務連携ネットワークモデル事業に係る取り決め」に基づき、次の通り業務提携を実施する。

令和 年 月 日

求人者氏名	
求職者氏名	
特記事項	

業務分担のと手数料の取り決めについて

斡旋事業所は1にチェック 情報提供事業所は2にチェック

1	2	業務内容
✓		求人票 兼 労働条件明示書の作成
✓		紹介斡旋業務
✓		求人者 相談支援業務
✓		請求書 作成代行
✓		情報提供料の支払明細及び請求書の作成
✓	✓	求職者 相談支援
	✓	賠償責任保険の加入
	✓	傷害保険の加入
	✓	特別労災の加入
	✓	看家協会 特別会員の加入
✓	✓	求職者への労働条件明示書の説明
✓		事業報告
%	%	手数料分配割合
✓		求人受付事務費の受領
✓		求職受付費の受領

紹介斡旋事業所		情報提供事業所	
紹介所名		紹介所名	
住所		住所	
代表者		代表者	



2025/3/1

## 請求書

(主)紹介所 御中

〒000-0000

大阪府000■■■△△△

1丁目0-0

業務提携 A 婦紹介所

下記のとおりご請求申し上げます。

TEL 00-0000-0000

ご請求金額

¥19,200

## 明細

000 0000 宅 就業者 □□□□□さん R7年2月分 情報提供料 2月28日締め分

科目(家政婦氏名)	単価	時間	小計	掛け率	金額
賃金 大阪花子	1,500	80	120,000	16%	19,200
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
					19,200

## 振込先

銀行名 三井住友銀行

支店名 ○○支店

店番号 000

口座番号 普通0000000000

口座名 あいうえお



## 職業紹介事業の業務運営要領（抄）

令和7年4月  
厚生労働省職業安定局

### 7 職業紹介事業者間の業務提携

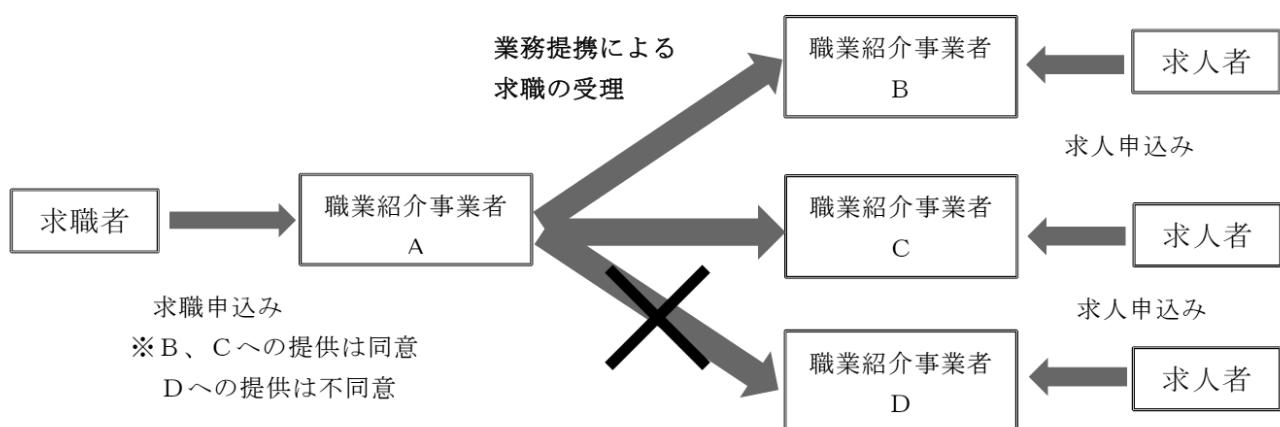
#### (1) 基本的な考え方

##### イ 概念

職業紹介事業者等間の業務提携とは、職業紹介事業者（法の規定による許可等を受けて職業紹介事業を行う者をいう。以下同じ。）又は特定地方公共団体（以下この6において「職業紹介事業者等」という。）が自ら受理した求人又は求職を、あらかじめ特定された他の一又は複数の職業紹介事業者等に提供し、当該他の職業紹介事業者等が当該求人又は求職についてあっせんを行うことをいう（概念図参照）。

なお、これは異なる職業紹介事業者等間の問題であり、一の職業紹介事業者等の異なる事業所間における求人・求職の提供は通常の事業活動に含まれるものである。

（概念図）※本図は例であり、業務提携が本図の形態に限られるものではない。



よって、業務提携による職業紹介においては、概念上、求人受理及び求職受理は複数の職業紹介事業者等で行われることがあることに留意する。

##### ロ 意義

職業紹介事業者等間の業務提携は、求人者・求職者にとって、求人・求職の結合可能性を高める積極的意義を有するものであり、労働条件等の明示、個人情報の取扱い等について、単一の職業紹介事業者等により職業紹介がなされる場合と同様に法にしたがって行われることを前提として認めて差し支えないものである。

##### ハ 法の適用

業務提携による職業紹介に対する法の適用は、具体的には以下の(2)から(8)までのとおりである。

#### (2) 業務提携による職業紹介の主体

業務提携による職業紹介を実施しうる職業紹介事業者は、法の規定により許可を受けてい

## 第9 職業紹介事業の運営

ること等により適法に職業紹介事業を行う職業紹介事業者に限られるものである。これは、業務提携においてはいずれの職業紹介事業者等も職業紹介の全部又は一部を行うものであることによる当然の要請である。

(注) 概念図においては、A、B、C及びDは、全て法の規定により許可を受けていること等により適法に職業紹介事業を行う職業紹介事業者等でなければならないこととなる。

### (3) 労働条件等の明示（法第5条の3）

求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者等の義務（法第5条の3）は、原則として求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者等が履行すべきものである。また、労働条件等の明示の義務が履行されるためには、求人を受理した職業紹介事業者等から求職者に対応する職業紹介事業者等に対し、労働条件等について適切に情報が伝達される必要がある。ただし、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者等が職業紹介事業を廃止したこと等により労働条件等の明示義務を履行することができない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者等が労働条件等の明示の義務を履行すること。

(注) 概念図においては、原則としてAが労働条件等の明示義務を負い、Aが職業紹介事業を廃止した場合等においてはAと提携している事業者（B又はC）が労働条件等の明示義務を負うこととなる。

### (4) 求人等に関する情報の的確な表示

求人等に関する情報の的確な表示の義務（法第5条の4第1項及び第3項）は、業務提携による職業紹介の過程で求人等に関する情報を取り扱う全ての職業紹介事業者等に課されるものである。

求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つ措置（法第5条の4第3項）として、定期的に求人者又は求職者に情報が最新かどうか確認する措置を講じる場合は、原則として求人又は求職を求人者又は求職者から直接受理した職業紹介事業者等において確認を行うとともに、業務提携している職業紹介事業者等においてもその実施を確認すること。

求人等に関する情報が正確でない、又は最新でないことを業務提携している職業紹介事業者等において確認した場合は、速やかに求人又は求職を求人者又は求職者から直接受理した職業紹介事業者等に通知するとともに、当該職業紹介事業者等において適切な措置が講じられない場合は、当該求人等に関する情報の提供を中止すること。

### (5) 求職者の個人情報の取扱い等（法第5条の5、第51条及び第51条の2）

#### イ 原則

求職者の個人情報の取扱いに係る職業紹介事業者等の義務（法第5条の5）は、業務提携による職業紹介の過程で求職者の個人情報を取り扱う全ての職業紹介事業者等に課されるものである。

また、守秘義務（法第51条第1項）及び業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせではない義務（法第51条第2項）（以下「守秘義務等」という。）も同じく業務提携による職業紹介の過程で秘密等を取り扱う全ての職業紹介事業者等に課されるものである。

## 第9 職業紹介事業の運営

(注) 概念図においては、A、B及びCの全てがこれらの義務を負うこととなる。

### ロ 求人関係

具体的には、求人については、職業紹介事業者等は守秘義務等を負っている。

したがって、業務提携に際して求人を他の職業紹介事業者等に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者に業務提携の内容として、提供先の職業紹介事業者等に関する次の事項を明示し、求人者が求人の提供に同意する場合に限って行うこととし、求人者が求人の提供に同意しない場合には業務提携の対象としてはならない。この場合において、求人者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することができる。ただし、当面、一度に意思確認する提携先は10以内とすること。

(イ) 事業所の名称及び所在地、許可番号等

(ロ) 法第32条の13及び則第24条の5に規定する明示事項

- ・取扱職種の範囲等
- ・手数料に関する事項
- ・苦情の処理に関する事項
- ・個人情報の取扱いに関する事項
- ・返戻金制度に関する事項
- ・違約金等に関する事項（令和7年4月1日からの追加事項）

(ハ) 法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する次の事項

- ・就職者の数及び就職者の数のうち無期雇用の者の数
- ・無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
- ・無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかでない者の数
- ・取扱職種ごとの常用就職（無期雇用又は4ヶ月以上の有期雇用）1件当たりの平均手数料率（令和7年4月1日からの追加事項）

(ニ) 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等

(注) 概念図においては、B、C及びDは求人をAに提供することとしていないが、提供する場合にはB、C及びDにおいて以上のとおり取り扱う必要がある。また、求人の提供を受けたAも守秘義務等を負うこととなる。

### ハ 求職関係

求職については、職業紹介事業者等はその業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、保管し、及び使用する義務（法第5条の5第1項）、求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じる義務（同条第2項）並びに守秘義務等を負っている。

したがって、業務提携に際して求職を他の職業紹介事業者等に提供しようとする場合には、あらかじめ求職者に業務提携の内容（具体的には上記ロに同じ。）を明示し、求職者が求職の提供に同意する場合に限って行うこととし、求職者が求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこととしなければならない。この場合において、求職者が提携先ごと

## 第9 職業紹介事業の運営

に同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することができる。ただし、当面、一度に意思確認する提携先は10以内とすること。

(注) 概念図においては、Aは以上のとおり取り扱う必要がある。また、業務提携により求職を受理したB及びCにおいても、求職者の個人情報の取扱いに係る義務及び守秘義務等を負うこととなる。

### ニ 留意点

以上を確実に実施できるようにするため、職業紹介事業者等は、提携先への提供に同意する求人・求職とそれ以外の求人・求職を分類して管理しておくとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置等）について、より一層、的確に対応しなければならない。

### (6) 求人・求職の申込み（法第5条の6・第5条の7第1項）

業務提携による職業紹介の過程で行われる求人・求職の受理はいずれも求人・求職の申込みに係る原則（法第5条の6・第5条の7第1項）の適用を受けるものであり、他の職業紹介事業者等から提供される求人・求職を受ける際にも同様に適用されるものである。

したがって、職業紹介事業者等が業務提携について明示し（上記(5)参照）、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合に、当該提携先が当該求人又は求職を受理しないことは原則として認められない（この場合の例外は、法第29条第3項又は法第32条の12第1項の規定により職業紹介事業者等が業務の範囲の限定を受けている場合等、法において求人又は求職の不受理が認められている場合である。）。

(注) 概念図においては、求職はAが受理するが、当該求職者の情報の提携先への提供に同意した場合には、B及びCは当該求職について、原則として受理を拒んではならないこととなる。

### (7) 適格紹介（法第5条の8）

求職者に対しその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努める努力義務は、業務提携による職業紹介に関わる全ての職業紹介事業者等に課されるものである。

(注) 概念図においては、Aは自ら適格紹介を行うほか、業務提携による職業紹介に当たっても、適格求人を有していると見込まれる提携先を選定することが求められる。また、B及びCは適格紹介を行うことが求められる。

### (8) 手数料（法第32条の3）

#### イ 原則

業務提携による職業紹介を行う職業紹介事業者等のうち、有料職業紹介事業における手数料を徴収するのは、あっせん行為を行う職業紹介事業者であることから、その手数料の額は、当該あっせんを行う職業紹介事業者の手数料の定めの範囲内となる。（求人又は求職を受理し、自らはあっせんを行わず、当該求人又は求職を他の職業紹介事業者等に提供した

## 第9 職業紹介事業の運営

職業紹介事業者においては、求人又は求職の受理等に係る事務処理に一定の費用を要しているが、それについては下記□によることとする。）。

### □ 有料職業紹介事業者間における配分

徴収した手数料を有料職業紹介事業者間で事後的に配分すること（例えば、あっせんを行う有料職業紹介事業者が徴収した手数料のうち一定額に相当する額を求人・求職を提供した有料職業紹介事業者に支払うこと）は差し支えない。

### (9) その他

求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。



